

定期報告対象建築設備等と報告時期の一覧表

【報告対象建築設備等の変更概要】

報告対象とする建築設備等は、改正前は特定行政庁の指定でしたが、改正後は建築基準法第12条3項により政令の指定(令第16条及び告示第240号)及び、特定行政庁の指定となります。

特定行政庁の指定は、法第12条第1項の規定により特定行政庁が指定する建築物に設ける防火設備とします。

【報告時期の変更概要】

エレベーター、エスカレーター及び準用工作物は改正前と変わらず毎年です。

小荷物専用昇降機及び防火設備については毎年、検査済証の交付日の属する月の末日とします。ただし規則附則第2条第4項に経過措置が定められ、茨城県では施行日(H28.6.1)に現に存するもので同日に新規に定期報告対象となった場合又は検査済証の交付を平成29年5月31日以前に受けた場合は、平成31年以降、毎年5月31日を報告日とします。

建築設備等の種別		政令(国)指定	特定行政庁(茨城県知事)指定	報告時期
昇降機(政令第129条の3第1項各号に掲げる昇降機)	エレベーター (労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するものを除く)	○	—	検査済証交付日が平成5年12月31日以前の場合、毎年3月30日 検査済証交付日が平成6年1月1日以降の場合、毎年交付日の属する月に応答する月の末日
	エスカレーター	○	—	検査済証交付日が平成5年12月31日以前の場合、毎年3月30日 検査済証交付日が平成6年1月1日以降の場合、毎年交付日の属する月に応答する月の末日
	小荷物専用昇降機(フロアタイプに限る)	○	—	毎年、検査済証の交付日の属する月の末日 ^{※3}
準用工作物(政令第138条第2項各号に掲げる工作物)		○	—	検査済証交付日が平成5年12月31日以前の場合、毎年3月30日 検査済証交付日が平成6年1月1日以降の場合、毎年交付日の属する月に応答する月の末日
防火設備 ^{※1}	政令指定の定期報告対象建築物に設けるもの	○	—	毎年、検査済証の交付日の属する月の末日 ^{※3}
	以下に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上の建築物に設けるもの ^{※2} ・病院、診療所 ・高齢者等の就寝の用に供する用途(告示第240号第1第2項各号に掲げる建築物)	○	—	
	特定行政庁指定の定期報告対象建築物に設けるもの	—	○	

※1 随時閉鎖又は作動をできるもの(防火ダンパーを除く)に限る。

※2 建築物が定期報告対象外であっても、病院、診療所又は高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上の建築物であれば、防火設備の定期報告が必要。

※3 法施行日(H28.6.1)に現に存するもので同日に新規に定期報告対象となった場合、及び検査済証の交付を平成29年5月31日以前に受けた場合は、平成31年以降、毎年5月31日を報告日とする。

 は改正前の特定行政庁(茨城県知事)指定より追加対象となるものを示す